

刑事訴訟法第百八十九條第一項および第百九十九條第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則  
 (刑事訴訟法第百八十九條第一項および第百九十九條第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第一条 刑事訴訟法第百八十九條第一項および第百九十九條第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

<p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">証 票</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">官 職 氏 名</p> <p>上記の者は刑事訴訟法第199条第2項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国家公安委員会 印</p> </div>	改 正 後
<p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">証 票</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">官 職 氏 名</p> <p>上記の者は刑事訴訟法第199条第2項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国家公安委員会 印</p> </div>	改 正 前

第二条 (地方警務官の懲戒の取扱に関する規程の一部改正)  
 (地方警務官の懲戒の取扱に関する規程(昭和二十九年国家公安委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。